

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

募集要項

No.	頁	章	節	項目	細目	項目名	内容	回答
1	4	第2	(3)			本事業の対象施設と概要	表2.1の汚水管渠数量（120.436km）について、別紙1の下水道台帳登録延長（120.940.98m）と差異がありますが、どちらが正でしょうか。	町が管理する管渠延長（下水道台帳登録延長）は120.940.98mですが、その一部は本事業の対象ではないため、本事業の対象施設は120.436kmとなります。
2	5	第2	(6)	①	イ	改築に関する業務	工事監督業務は、建設業者以外が担当するとの理解ですが、SPCから工事発注する場合はSPC職員が担当でき、JVから工事発注する場合はJV職員が担当できるという理解で宜しいでしょうか。JV構成会社あるいはSPC出向元会社が工事受託する場合は担当できないなど、制約条件等があればご教示ください。	前段、ご理解のとおりです。後段、ご提案により条件設定を検討することが必要になる可能性もありますが、監督員と工事管理の責任の所在を明確にし、適正な人員配置で、適切に業務実施できるような体制をご提案ください。
3	5	第2	(6)	③		任意事業	「任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において」とありますが、町の用地とは、町が所有することを指すか、もしくは、町に住所があることを指すか教えてください。	町が所有する用地です。
4	5	第2	(6)	③		任意事業	「任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において」とありますが、町の用地及び施設のうち、任意事業として使用できるものがあれば、教えてください。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
5	5	第2	(6)	③		任意事業	「任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。」とありますが、任意事業は独立採算事業であるため、社会情勢の変化等に伴う事業方針の転換・撤退等は事業者の判断によるもので良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	5	第2	(6)	③		任意事業	「事業内容は提案によるが、本事業用地を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し」とありますが、土地や建物等を借りる場合の使用料等についてご教示ください。また全部又は一部の期間において減免措置等の協議は可能でしょうか。	下記の条例等を踏まえて、設定します。 ・葉山町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 ・葉山町行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例施行規則
7	6	第2	(7)	②	ア	本事業に係る事業者が所有する資産等	「町は、事業者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認められた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。」とありますが、任意事業に係る資産を買い取る町が判断するタイミングについてご提示ください。事業計画上の影響が大きいため、競争的対話にて買取の有無についての見通しを提示して頂くことを希望します。	本事業終了時に撤去が原則です。町が必要と認めるかどうかの判断は本事業終了前になります。
8	6	第2	(7)	②	ア	本事業に係る事業者が所有する資産等	事業者が所有する任意事業等に係る資産の買取について、残存価値の勘案方法として簿価・DCF法など、決められた考え方がありますでしょうか。	簿価を想定していますが、事業者と町との協議で決定します。
9	7	第2	(8)			提案参考額	提案参考額は上限でなく、応募者が提示する提案額が提案参考額を超えた場合でも、失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	7	第2	(8)			提案参考額	「資本的支出にかかる費用の上限」「工事にかかる費用の上限」について、応募者が提示する提案額の各該当部分が、それぞれの金額を超えた場合は、失格になるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	7	第2	(8)			提案参考額	工事にかかる費用の上限額について記載がありますが、その対象は資料「様式6-3.00_参考見積各年度表、工事費内訳書α」のシート「工事費内訳書α」に該当するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	7	第2	(8)			提案参考額	毎年度の国補助金（交付金）の内率率により、毎年度実施できる改築工事量に影響があると考えます。そのため、提案参考額で示す資本的支出に係る費用の上限額、及び工事に係る費用の上限額、各々について国補助金（交付金）の想定額（又は割合（%））をご提示頂けないでしょうか。	工事にかかる費用の50%程度を国庫補助交付金と想定しています。
13	7	第2	(8)			提案参考額	想定される各工種において、基本的にはすべて昼の施工を想定されていますでしょうか。また、現場状況に応じて夜間作業が必要となった場合には変更協議可能でしょうか。	前段、夜間作業も考慮しています。工事にかかる費用の施工区分については仕様書（提案見積用）をご参照ください。後段、変更協議可能です。
14	7	第2	(9)	①	イ	改築に関する業務	改築に関する業務費用について、町は借入金、国補助金及び内部留保金を充当される予定である旨が記載されていますが、充当予定額が変更された場合の取扱いについて、ご説明いただけますでしょうか。	改築計画に沿った財源が確保できなかった場合、確保できた財源での改築になります。
15	7	第2	(9)	②		附帯事業の費用負担について	「附帯事業に関するサービス対価は（中略）町と事業者が協議した上で定める」とありますが、協議して定めるタイミングについてご教示ください。事業計画上の影響等に鑑み、競争的対話にてサービス対価の真負担の有無や割合等の見直しについて提示して頂くことを希望します。	前段、優先交渉権者決定後、契約締結までの間での協議を想定しています。後段、競争的対話時の提案内容により、見直しを回答できるか検討します。
16	8	第2	(10)	②	ウ	サービス対価の改定-その他町が必要と認める場合	サービス対価の改定について、「社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合」とは、どのような場合が具体的に想定されますでしょうか。	事業内容、業務内容に変更が生じた場合を想定しています。
17	8	第2	(10)	③		プロフィットシェア	サービス対価対象の業務すべてがプロフィットシェア対象という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	8	第2	(10)	③		プロフィットシェア	具体的なプロフィットシェアのシェア率は例示として、お示しいただくことはできませんでしょうか。	事業契約書No.53の回答をご参照ください。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
19	9	第2	(11)	⑤			工事の契約	設計書の単抜きを公表いただけないでしょうか。公表することにより、民間事業者はより具体的なコスト削減提案等を検討することが可能となるほか、非公表となると、不確実性のリスクを軽減するため、リスクフィーを積み上げる傾向にあり、結果官民とも不利益となる可能性があります。	改築に関する業務のうち工事については、金抜きのエクセルファイルを提示しています(11 別添Excelファイル・様式6-3)。
20	9	第2	(11)	⑤			工事の契約	水道やガス管などの支障移転に関する費用が計上されているか確認をする必要があるため、設計書の単抜きを公表いただけないでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。なお、支障移転に関する費用は計上していません。
21	9	第2	(11)	⑤			工事の契約	具体的なコスト削減提案等を検討するにあたり、官民双方有益と考えるため、金抜きの設計書を公表していただけないでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
22	9	第2	(14)				保険	無理に民間企業にリスク移管を行わないほうが、保険料が安価となる場合があるため、町が加入している保険一覧を開示いただけないでしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
23	9	第2	(15)				事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	「事業者の資産等については、第1.10②アと同様の取扱いとする」とありますが、第1.10②アの対象箇所が不明です。ご教示のほどお願いいたします。	「第1.1(7)②ア」です。募集要項(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
24	11	第3	3	(1)	③		応募者の構成	「応募グループの場合、SPC又は共同企業体(以下、「JV」という。)の設立を求める。また、各業務をまとめる統括管理者(各業務の責任者との兼務可)を代表企業から選任させるものとする。」とありますが、統括管理者の勤務体制は、要求水準書p15に記載の「24時間365日の電話等の対応」「概ね1時間程度以内に現地確認」等の条件を満たせば特段の制約等はないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	12	第3	3	(1)	⑤		応募者の構成	「やむを得ない事情があると町が認めた場合」、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとされていますが、例えば、どのような事情があるとやむを得ない事情があると認めていただけるのか、例示いただくことはできませんでしょうか。	構成企業が参加資格を喪失した場合などを想定しています。応募時の構成企業の変更にはできるだけ柔軟な対応ができるよう設定しています。
26	15	第3	4	(5)			競争的対話の実施	「附帯事業及び任意事業を提案する場合は(中略)提案概要書を町に提出すること」とありますが、応募者が提出時点で想定する提案の概要を取りまとめたものであり、最終的な提案審査書類の内容を拘束するものではないとの理解で宜しいでしょうか。また任意事業は事業期間中の提案も認められていることから、競争的対話後、提案書を提出するまでの間に新しい提案をすることが認められるのかご教示ください。	前段、ご理解のとおりです。後段、競争的対話後から提案書提出までの間での新たな提案は予備的審査を経ていないことに留意しご提案ください。
27	16	第3	6	(2)			SPC等の設立	「優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じてSPCやJVを設立するものとする」とありますが、SPCを設立する場合、葉山浄化センターの所在地または貴町が指定する他の町有地にて登記することは可能でしょうか。	葉山浄化センターの所在地は可能です。
28	16	第3	6	(2)			SPC等の設立	SPCまたはJVの設立において、事業所や資機材置場として、浄化センター用地の空きスペースや、浄化センター内の会議室等の空きスペース、中継ポンプ場用地、コミプラ施設用地、あるいは他の町有地を借りることは可能でしょうか。可能なものがあればご教示ください。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
29	22	別紙3					事業スキーム図(例)	例1、例2共、「地元企業の担う業務は単独企業又はSPC等もしくは構成企業から各地元企業に委託等を行う」とありますが、地元企業への発注は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	必須ではありません。なお、できるだけ地元企業を活用することを期待しています。
30	22	別紙3					地元企業について	p22【例1】及びp23【例2】に地元企業の関わり方が記載されていますが、昨今の建設コストの高騰や担い手不足等により、予算(官積算金額)の範囲内に収まらないことが想定されます。地元優先により予算超過の場合は、根拠資料等を提出すること等により、サービス対価変更の協議対象になると理解して宜しいでしょうか。	地元優先での超過は認められません。
31	22	別紙3					地元企業について	p22【例1】及びp23【例2】に地元企業の関わり方が記載されていますが、昨今の建設コストの高騰や担い手不足等により、予算内での地元企業への発注が困難な場合は、地元企業以外から業者選定することは問題ないでしょうか。	問題ありません。なお、できるだけ地元企業を活用することを期待しています。

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

事業契約書（案）

No.	頁	章	条	項	号	細分	項目名	内容	回答
1	2	第1	2	1	(15)		用語の定義（不可抗力）	実施方針では、不可抗力を「天災（豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波等）、人為的事象（戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロ等）、その他（放火、第三者の悪意及び過失など）、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える等事業契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）」と定めていますので、若干、定義が異なるため、統一させてはいかがでしょうか。	実施方針と事業契約書(案)の内容を整合させるとともに、不可抗力の内容について一部見直しします。実施方針(令和7年6月改訂版)及び事業契約書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
2	2	第1	2	1	(15)		用語の定義（不可抗力）	国がPFI事業契約の締結に係る実務上の指針の一つとして作成したPFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）（以下、「PFI標準契約1」といいます）では、「豪雨、高潮、地滑り」も天災等に含まれていますが（第22条1項）、これらは、事業契約書（案）の不可抗力には含まれないのでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
3	4	第1	6				関連業務の調整	1つ目の文章において、事業者は、本事業と第三者の履行する他の業務が密接に関連する場合において必要があるときは、その履行について調整を行うとあります。一方で、2つ目の文章において、事業者は、町の調整に従い、協力するという記述があります。本条に基づき第三者と調整を行う主体は、事業者と町のいずれを想定されているかご教示いただけますでしょうか。	原則は第一文に記載の通り事業者が調整を行うものとします。しかしながら、事業者と第三者間で調整が完了しない場合も想定されます。その場合は第二文の通り、事業者は町の調整に従うこととします。
4	4	第1	9	1			委託等	「事業者は、本事業の全部又は主要業務を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。」と記載がありますが、「主要業務」とは、本募集要項等でのどの業務に該当しますでしょうか。	主要業務の定義が不明確なため、記載を修正します。事業契約書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
5	4	第1	11	1		但書	特許権等の使用に要した費用	町がその履行方法を指定した場合において、募集要項等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、事業者がその存在を知らなかったとき、第11条第2項の例外として、町はサービス対価とは別にその費用を負担して下さいという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
6	5	第1	11	3			特許権等及び著作権	葉山町情報公開制度では、「請求の対象となった行政情報（公文書）は原則開示されますが、次のような情報が記録されている場合、その箇所は開示されません。（町情報公開条例第5条）」と記載があり、対象には「法人等の正当な利益を害するおそれがある情報」と記載があります。提案書は著作物であることから、情報公開条例が適用されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	第2	13	1			本事業の事業期間	不可抗力や町の事由により事業開始が遅延した場合、事業期間が開始日から10年間となるように事業期間の満了日は延長されるという理解でよろしいでしょうか。	事業期間の満了日は延長されません。
8	7	第2	16				保険	30頁の別紙1に事業者の提案による保険の記載がありますが、事業契約第16条において、別紙1を引用する旨の記載がありませんが、追記する必要はありませんでしょうか。	ご指摘を踏まえて追記します。事業契約書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
9	7	第2	16				保険	(公社)日本下水道協会が運営する下水道賠償責任保険については、現在地方公共団体及びコンセッション運営権者のみが加入できます。本事業におけるリスクを対応するため、事業者が保険料を支払うことを前提に、町が当該保険に加入していただくことはできないでしょうか。	ご提案いただいた対応の可否を町では判断できないため、質問者が、(公社)日本下水道協会にお問い合わせください。対応が可能との回答があれば提案を妨げるものではありません。
10	9	第2	24	3			年度協定-維持管理、統括管理	維持管理に関する業務及び統括管理等に関する業務に係る国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合、サービス対価は変更されるとされています。この場合、国の予算の配分額に合わせた業務内容について、事業者は協議の場を頂けるのでしょうか？、それとも、町の判断により、一方的に業務の内容が変更されるのでしょうか。	業務内容については、町と事業者の協議により変更する想定です。
11	9	第2	25	3			年度協定-改築	改築に関する業務に係る国庫補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合、サービス対価は変更されるとされています。この場合、国の予算の配分額に合わせた業務内容について、事業者は協議の場を頂けるのでしょうか？、それとも、町の判断により、一方的に業務の内容が変更されるのでしょうか。	No.10の回答をご参照ください。
12	10	第2	27				業務の中止	町の任意の判断により改築に関する業務にかかる設計又は工事の全部又は一部が一時中止された後、中止された設計又は工期を再開する場合、事業者は、第34条の定めに従って、工期の延長もしくはサービス対価の変更、中止により生じた増加費用又は損害の負担を請求することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。対応については事業契約書(案)第34条の記載のとおりです。
13	10	第2	27				業務の中止	町の指示により業務が中止される場合、事業者が発生する費用・損害について、事業者は町から補償頂けるのでしょうか。	事業契約書(案)第34条の記載のとおりです。

No.	頁	章	条	項	号	細分	項目名	内容	回答
14	11	第2	29	6			町による検査及び引渡し	破壊検査を行った結果、工事的物が要求水準書等及び設計図書等に適合しない場合は当該検査及び復旧に直接要する費用は事業者の負担とし、工事的物が要求水準書等及び設計図書等に適合していることが明らかになった場合、当該検査及び復旧に直接要する費用は町の負担としていただけますでしょうか。	事業契約書(案)第29条の記載のとおり、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とします。
15	11	第2	31	2			国庫補助金制度の変更	本契約の変更において、サービス対価の変更が含まれる場合、どこまでの減額について、事業者側はリスクとして想定しておくべきでしょうか。	具体の数字を提示することはできませんが、事業契約書(案)第31条の記載のとおり、町と事業者は、協議のうえ本契約の継続等に向けた措置を講ずる想定です。
16	11	第2	32				町による工事	「町は(中略)事業者と協議の上で公共下水道の施設に係る工事を実施できる」とありますが、具体的にどのような工事を想定しているのかご教示ください。	本項目は公益上の観点で必要な場合にのみ例外的に実施するものであり、例えば、管路の新設工事等を想定しています。
17	11	第2	32				町による工事	「かかる通知をもって、要求水準は変更されたものとみなし」とありますが、要求水準が変更となる場合にはサービス対価も変更するのでしょうか。変更となる場合は、具体的な変更方法等をお示しください。	要求水準の変更に伴いサービス対価の改定が必要となる場合は、事業契約書(案)第34条の記載のとおり対応する想定です。
18	11	第2	32				町による工事	町による工事によって事業者が増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は損害は町の行為によって生じたものですので、町の負担となる理解でよろしいでしょうか。	No. 17の回答をご参照ください。
19	12	第2	34				提案書、要求水準書等及び設計図書等の変更	提案書、要求水準書及び設計図書等の変更に基づき、変更される事業期間・サービス対価については、事業者は町と協議の場が与えられるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	14	第3	37	1			町及び第三者によるモニタリング	事業者が遵守すべき「法令等」の内容について、ご教示いただけますでしょうか。また、本契約書で用いられている「法令等」の定義をご教示願います。	「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等が該当します。
21	14	第3	37	2			第三者モニタリングについて	「必要に応じて専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとし、事業者はこれに異議を述べない」とありますが、官民中立な立場でのモニタリングが実施されると理解して宜しいでしょうか。構成メンバーについて想定があればご教示ください。	前段、ご理解のとおりです。後段、モニタリング基本計画書(案)No. 4の回答をご参照ください。
22	15	第4	40	1			サービス対価の支払い	支払い頻度は四半期ごととあるが、協議により頻度を短縮することは可能でしょうか。	支払い頻度の変更は想定していません。原文のままとします。
23	16	第4	43				著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更	実施方針5頁、第1、1、9、②サービス対価の改定において、物価が著しく変動した場合のみならず、法令及び税制等の変更、金利・為替変動のうち資金調達に伴う利息の増加、その他、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合に、サービス対価の変更ができれば、記載されていますが、事業契約書には明記されないのででしょうか。	実施方針の5頁、第1、1、(9)、②サービス対価の改定のうち、イの前段については事業契約書(案)第43条、後段については事業契約書(案)第50条の記載のとおり対応する想定です。ウについては、事業契約書(案)第34条の記載のとおり対応する想定です。
24	16	第4	43	1			サービス対価の変更	第43条に著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更について定められていますが、昨今の建設コストの高騰や担い手不足等に鑑みると、恒常的に官積算金額の範囲内に収まらない可能性があります。このような場合は根拠資料等を提出すること等により、サービス対価の変更が可能と考えて宜しいでしょうか。	著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更は別紙4に従うこととします。
25	18	第5	46	1			契約不適合責任(修補)	修補に過分の費用が発生する場合にも、町は事業者に対して修補の請求が可能となりますでしょうか。	個別具体的事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて事業契約書(案)第46条の記載に従い対応する想定です。
26	18	第5	46	1			契約不適合	町は事業者に対し相当の期間を定めて契約不適合の修補を請求できるとあります。この「相当の期間」については、契約不適合の事象、修補に要する期間等を町と事業者にて協議のうえ、定めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	18	第5	46	2			契約不適合	「事業者が実施した計画的維持管理」において、密閉空間等の調査が不可能な箇所があり、異常を発見できなかった場合において、当該異常に起因して発生した道路陥没や溢水等による修補費用及び第三者への損害賠償は、町の負担との理解でよろしいでしょうか。	町及び事業者が調査が不可能であると判断した場合はご理解のとおりですが、発生した事象に応じて事業契約書(案)第46条の記載に従い対応する想定です。
28	18	第5	46	2			契約不適合	「事業者が実施した計画的維持管理」において、密閉空間等の調査が不可能な箇所があり、異常を発見できなかった場合には、本案第4項にかかわらず、当該異常を発見したときに町に損害賠償の請求をすることができるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 27の回答をご参照ください。
29	18	第5	46	2		但書	契約不適合責任(契約終了後)	本契約終了後、異常が発見された箇所について、当該異常の見落としてについて、判断当時の事情に鑑み合理的であることを事業者が立証できる場合とは、たとえば、どのような場合かご教示願います。	例えば、町と事業者で合意していた判断基準に基づき、改築に関する業務を行う必要がないと事業者が判断した場合が考えられます。

No.	頁	章	条	項	号	細分	項目名	内容	回答
30	18	第5	46	4			契約不適合責任	第2項の規定による損害賠償の請求には、「成果品の引渡しを受けた日から2年以内」という期間が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	18	第5	47	3			地域住民対応による増加費用について	事業者は住民対応の結果必要になった費用を負担しなければならないとありますが、住民の要望内容は想定できず、リスクの算定が困難です。住民要望の内容により費用負担について町との協議事項とさせて頂けないでしょうか。	事業契約書(案)第47条第3項の記載のとおり、本事業を行政サービス(公共下水道サービス)として実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、町の負担とする想定です。他方、事業者帰責による住民対応は事業者の負担とする想定です。
32	18	第5	47	3			地域住民対応による増加費用について	事業者は住民対応の結果必要になった費用を負担しなければならないとありますが、事業者の善管注意義務の範囲を超えて生じる近隣への補償(営業補償含む)は貴町負担として頂けないでしょうか。	No. 31の回答をご参照ください。
33	19	第5	48	1	(2)		町の損害賠償請求等	第2号に該当する場合の損害賠償の請求には、第46条4項「成果品の引渡しを受けた日から2年以内」という期間が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	19	第5	48	2			町の損害賠償請求等	町が「特別の理由」があると認めるときは、事業者は違約金を支払わなくても良いとされていますが、具体的にどのような場合が考えられますでしょうか。	個別具体の事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて「特別の理由」に該当するかを、町が判断します。
35	19	第5	48	2			町の損害賠償請求等	町が「特別の理由」があると認めるときは、事業者は違約金を支払わなくても良いとされていますが、町にも責任がある場合には、この「特別の理由」があると考えられますでしょうか。	No. 34の回答をご参照ください。
36	21	第6	50	1			法令等の変更	「法令等の変更」とは、どのような場合を示すかご教示願います。	No. 20の回答で示した「法令等」の変更を指します。
37	21	第6	50	2			法令等の変更	2つ目の文章について、法令等の変更は、事業者がコントロールすることができない事象ですので、「法令等の変更により履行困難となった事業者の本契約上の義務の履行は、必要な範囲及び期間において免責される。」としていたいただきたく存じます。	法令等の変更による影響の調査を行い方針を決定する必要があることから、自動的に義務の履行が免責されることは想定していません。そのため、原文のままとします。
38	21	第6	50	4	(1)		特定法令(特に、本事業に関する事項を典型的又は特別に規定することを目的とした法令等)	実施方針では「下水道法」が例示として記載されていますが、建築基準法、消防法、その他、要求水準書29頁「別紙3関係法令」に記載の法令は適用対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、要求水準書の別紙3関係法令に記載の法令について、本事業に典型的又は特別に影響を及ぼすことのない条文の変更等はこの限りではありません。
39	21	第6	50	4	(1) (2)		法令等の変更に基づく費用負担	法令等の変更に基づく費用負担について、どこまでの費用が想定されますでしょうか。	個別具体の事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて必要な措置を行う想定です。
40	21	第6	50	5			法令等の変更	法令等の変更は、事業者がコントロールすることができない事象ですので、法令等の変更によって履行困難となった事業者の本契約上の義務については免責されることを明確にさせていただきたくお願いいたします。原案は、法令等の変更によって本事業を行うことができなかった期間が発生したとしても、本事業のすべてを履行する義務を負うようになっており、事業者では管理できない事象が発生した場合にも事業者に責任を課す内容となっています。第50条第2項の免責に関する定めとあわせて見直しをしていただきたく存じます。	No. 37の回答をご参照ください。
41	22	第6	51	3			不可抗力の発生	2つ目の文章について、不可抗力は、事業者がコントロールすることができない事象ですので、「不可抗力により履行困難となった事業者の本契約上の義務の履行は、必要な範囲及び期間において免責される。」としていただきたく存じます。	不可抗力による影響の調査を行い方針を決定する必要があることから、自動的に義務の履行が免責されることは想定していません。そのため、原文のままとします。
42	22	第6	51	5			事業継続措置に要する費用	事業継続措置に要する費用には、どのような費用が含まれますでしょうか。	事業契約書(案)第51条第4項の記載をご参照ください。
43	22	第6	51	5			事業継続措置に要する費用	PF1標準契約1では、「事業者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具などを保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用若しくは事業者の損害」を管理者に負担していただく内容となっております(第22条5項)。これらの費用は、本契約の「事業継続措置に要する費用」に含まれますでしょうか。	個別具体の事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて必要な措置を行う想定です。
44	22	第6	51	6			不可抗力の発生	「不可抗力の発生」とは、町および事業者の加入する保険等でカバーしきれない事象も含まれているという認識でよろしいでしょうか。例として、埼玉県八潮市で発生した陥没等の大事故を想定しています。	不可抗力の定義については、事業契約書(案)第2条をご参照ください。
45	22	第6	51	7			不可抗力の発生	不可抗力は、事業者がコントロールすることができない事象ですので、不可抗力によって履行困難となった事業者の本契約上の義務については免責されることを明確にさせていただきたくお願いいたします。原案は、不可抗力によって対象施設が損傷したことで本事業を行うことができなかった期間が発生したとしても、本事業のすべてを履行する義務を負うようになっており、事業者の帰責事由ではない不可抗力が発生した場合にも事業者に責任を課す内容となっています。第51条第3項の免責に関する定めとあわせて見直しをしていただきたく存じます。	No. 41の回答をご参照ください。

No.	頁	章	条	項	号	細分	項目名	内容	回答
46	22	第6	52	1			一般的損害について	実施方針には「道路陥没（管路起因）」に関するリスク分担の記載がありますが、実施契約書には記載がありません。第52条（一般的損害）が適用されるのでしょうか。また適用される場合、点検調査を適正に実施しているにも拘らず、令和7年1月28日の埼玉県八潮市の大規模道路陥没事故と同様の事象が発生した場合の、貴町と民間事業者の費用負担方法等についてご教示ください。民間事業者が全てのリスクや費用（応急復旧、人命救助、住民対応、仮設切回し、本格復旧等）を負担するのは過大と考えます。	成果品の引渡しを受けた後又は改築に関する業務にかかる工事の実施箇所における工事が完了した後においては、事業契約書(案)第46条の契約不適合に係る条項が道路陥没に関するリスク分担の記載になります。その他については、発生した事象に応じて事業契約書(案)第52条や第53条を適用します。
47	22	第6	53	1			第三者に及ぼした損害について	実施方針には「道路陥没（管路起因）」に関するリスク分担の記載がありますが、実施契約書には記載がありません。第53条（第三者に及ぼした損害）が適用されるのでしょうか。また適用される場合、点検調査を適正に実施しているにも拘らず、令和7年1月29日の埼玉県八潮市の大規模道路陥没事故と同様の事象が発生した場合の、貴町と民間事業者の費用負担方法等についてご教示ください。民間事業者が全ての損害賠償を負担するのは過大と考えます。	No. 46の回答をご参照ください。
48	24	第7	54				事業者の改善提案	改善提案の頻度の定めはあるのでしょうか	頻度の定めはございません。
49	24	第7	56	2			(事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置)	サービス対価の減額の協議とは「10分の5の官民シェア割合」の変更協議も含まれますでしょうか。事業者の創意工夫による対価減額の場合を想定しています。	サービス対価の減額の協議には、官民シェア割合の協議も含まれます。
50	24	第7	56	2			(事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置)	サービス対価の減額の協議とは、「10分の5」の官民シェア割合の変更協議も含まれるのでしょうか。また、事業者の創意工夫や設備投資も含まれるため、官民シェア割合についても（町）0:100（事業者）、（町）10:90（事業者）なども協議できるという認識でよろしいでしょうか。	前段については、No. 49の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
51	24	第7	56	2			(事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置)	サービス対価の減額の協議とは、「10分の5」の官民シェア割合の変更協議も含まれるのでしょうか。事業者の創意工夫も含まれるため、官民シェア割合についても 0:100、10:90など、協議させて頂くことを希望します。	No. 50の回答をご参照ください。
52	24	第7	56	2			事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置	「事業者のサービス対価の減額については、サービス対価の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする」とありますが、10分の5未満に相当する額を削減するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 50の回答をご参照ください。
53	24	第7	56	2			プロフィットシェア（事業者の改善提案における本契約等の変更等に伴う措置）	サービス対価の減額率として参考となる基準はありますでしょうか。プロフィットシェアは、町と事業者双方にメリットがあるため、事業者において、積極的な提案を促すためにも、予めシェア率が分かる基準があると幸甚です。	現時点で参考となる基準はございません。個別具体の事象については現時点で想定できないことから、プロフィットシェアの項目に応じて対応を協議する想定です。
54	25	第8	59	1			任意事業等に係る資産の買取方法等（本契約終了による資産の取扱い）	本契約終了に際し、任意事業等に係る資産の買取金額の計算方法について簿価、DCF等、具体的に参考となる方法はありますでしょうか。	募集要項No. 8の回答をご参照ください。
55	27	第8	61				町の任意による解除	町の任意による解除の場合、事業者が発生する費用・損害について、町に補償頂けますでしょうか	事業契約書(案)第49条をご参照ください。
56	27	第8	61				町の任意による解除	PF1標準契約1では、下記のように規定されていますが、町は同様の負担をしていただけるのでしょうか？ 第五十七条 管理者等は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。 2 管理者等は、前項の規定により契約を解除したことにより選定事業者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。	No. 55の回答をご参照ください。
57	27	第8	62	2			事業者の解除権	実施方針では、特定法令等又は特定条例等の変更により事業者が事業を継続することができなくなった場合に、解除権が与えられる旨、記載されていますが、当該事由も事業者による解除事由に含まれますでしょうか。	実施方針と記載が異なる箇所について、実施方針を修正します。実施方針(令和7年6月改訂版)をご確認ください。

No.	頁	章	条	項	号	細分	項目名	内容	回答
58	27	第8	62	2			事業者の解除権	<p>PFI標準契約1に記載される以下の事由は、事業者の重要な義務の履行が不能になった場合に含まれますでしょうか。</p> <p>「（選定事業者の解除権）第五十八条 選定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。 ．．．（中略）．．． 三 第十三条の規定により業務要求水準書を変更したため、次のいずれかに該当するに至ったとき。 イ サービス対価の総額が〇年〇月〇日のこの契約の締結時の額から〇分の〇以上減少したとき。 ロ 施設整備に係るサービス対価が〇年〇月〇日のこの契約の締結時の額から〇分の〇以上減少したとき。 ハ 維持管理・運営に係るサービス対価が〇年〇月〇日のこの契約の締結時の額から〇分の〇以上減少したとき。 ニ 選定事業者による業務要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。 四 第二十二条の規定による工事の施工の中止期間が〇月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後〇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。」</p>	<p>PFI標準契約1には、標準契約1を作成するに当たっての主な想定として下記のとおり記載されています。</p> <p>「標準契約1は、施設を新築する事業を想定しており、事業の開始の段階で既存施設の改修を実施する事業は想定していない。」</p> <p>したがって、管理・更新一体マネジメント方式を採用する本事業とは対象とする事業の性質が異なっており、ご質問に記載の事由は事業者の重要な義務の履行が不能になった場合に含まれません。</p>
59	29	第9	66				秘密の保持	<p>秘密情報の定義は設けられますでしょうか。 例えば、公知情報等は秘密情報に含まれるのか、どのような情報が秘密になるのか、確認させていただけますと幸いです。</p>	<p>秘密情報を定義するため、事業契約書(案)第66条の文言を修正します。事業契約書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。</p>
60	43	別紙4		(1)	イ		別紙4 著しく賃金又は物価が変動した場合等のサービス対価の変更	<p>労務単価以外の機械や燃料費等が変動した場合は、労務単価の上昇にあわせて変更請求が可能でしょうか。</p>	<p>維持管理に関する業務、改築に関する業務のうち工事以外及び統括管理等に関する業務については、別紙4に記載の労務単価を指標とする想定ですので、ご理解のとおりです。改築に関する業務のうち工事については、機械や燃料費等の変動によりサービス対価が著しく不適当になった場合は、サービス対価の変更請求が可能です。</p>
61	43	別紙4		(1)	イ		別紙4 維持管理に関する業務、改築に関する業務のうち工事以外及び統括管理等に関する業務のサービス対価の改訂	<p>サービス対価の支払額について「年1回の見直しを行うものとする。見直し時の指数と前回改定時の指数とを比較し、1000分の15を超過する増減があった場合に改定を行う」とありますが、「前回改定時の指数」とは、「前回見直し時の指数」ではなく、実際に改訂した時の指数という理解で宜しいでしょうか。 もし前回見直し時の指数の場合、指数は毎年見直しするため、当年度中に1000分の15を超過する場合にしかサービス対価を改定できなくなり、事業期間全体にわたる物価変動を適切に反映できないと考えているため確認させて下さい。</p>	<p>ご理解のとおりです。「前回改定時の指数」とは、実際に改訂した時の指数を指しています。</p>
62	43	別紙4		(2)	ア		別紙4 改築業務に係るサービス対価の改訂	<p>主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、「サービス対価が著しく不適当になったとき」とは、具体的にどのような場合が想定されますでしょうか。</p>	<p>一般的な単品スライド条項の運用とする想定です。具体的内容については、工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）令和4年10月1日改正 神奈川県を参照ください。</p>
63	43	別紙4		(2)	イ		別紙4 改築業務に係るサービス対価の改訂	<p>インフレーション又はデフレーションを生じ、「サービス対価が著しく不適当となったとき」とは、具体的にどのような場合が想定されますでしょうか。</p>	<p>一般的なインフレスライド条項の運用とする想定です。具体的内容については、工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）積算マニュアル（平成26年2月版） 神奈川県 県土整備局 を参照ください。</p>
64	43	別紙4		(2)	ウ		別紙4 改築業務に係るサービス対価の改訂	<p>主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、又は、インフレーション又はデフレーションを生じ、「サービス対価が著しく不適当となったとき」、変更されるサービス単価の計算方法について、具体的な基準はありませんでしょうか。</p>	<p>No. 62及びNo. 63の回答をご参照ください。</p>
65	43	別紙4		(2)	ウ		別紙4 改築業務に係るサービス対価の改訂	<p>「改築に関する業務のうち工事」に関し、価格の著しい変動を確認するための指数、及び価格改定の条件をお示しください。また、比較対象となる指数の基準日は、公告日との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、No. 63の回答をご参照ください。後段については、年度毎に最新版の単価を反映して年度協定を締結するため、当該年度の年度協定締結時の単価が基準になります。</p>
66	49	別添					単価表	<p>「取付管および工」が「713箇所」と記載がありますが、「要求水準書」には、取付管（Zパイプ）：「1189箇所」と記載があります。どちらが改築対象の数量となるかお示しください。</p>	<p>取付管（Zパイプ）は1,189箇所存在しますが、本事業では管渠改築箇所として713箇所の改築が見込まれると想定しています。</p>

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

基本協定書（案）

No.	頁	条	項	号	細分	項目名	内容	回答
-----	---	---	---	---	----	-----	----	----

質問無し

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

要求水準書（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	2	第1	3	(2)			対象施設の概要	台帳情報の誤りなど、情報の瑕疵があった場合のリスクは町が受け持つという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込みについて	污水管渠の備考欄に「最重要・重要管理26km」とありますが、詳細設計や改築工事の数量見込みの「約9km」との関連性をご教示いただけませんか。	最重要・重要管理26kmのうち、約9kmが改築（詳細設計や工事等）の数量と見込んでいます。
3	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	污水管渠の備考欄に「最重要・重要管理26km」とありますが、26kmの位置をご教示下さい	開示資料No.7「葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改訂等業務」中間報告書におけるP.52に掲載しています。なお、P.51の表3-26における污水中継ポンプ場からの圧送管は、本業務対象外です。
4	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	污水管渠の備考欄に「最重要・重要管理26km」とありますが、改築計画に当たり優先する主旨で記載してあるのか等、記載している意味や意図等についてご教示ください	開示資料No.7「葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改訂等業務」中間報告書では、リスク評価における被害規模の考え方をうけ、重要性区分として最重要管理・重要管理・通常管理を設定しており、これらは、優先順位の設定に活用するために設定したものです。
5	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	表1.3 改築に関する業務 ③・污水管渠に記載のある最重要・重要管理26kmに関して具体的な場所をご教示頂きたい。	No.3の回答をご参照ください。
6	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	表1.3 改築に関する業務 ② 住民対応が10年で300回あり、その内訳として緊急対応（清掃等詰まり処理）200件、緊急対応（修繕）100件の認識で間違いありませんか。	ご理解のとおりです。
7	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	維持管理に関する業務のうち、点検調査業務、法定点検業務、巡視業務、清掃・修繕業務、住民対応業務、緊急対応業務（清掃等詰まり処理）、緊急対応業務（修繕）について、貴町の過去5年間の受注業者、予定価格、受注金額、落札率、業務仕様書（業務内容等が分かるもの）、図面について開示をお願いします。	全ての業務を委託しているわけではありません。法定点検、清掃、緊急対応（清掃等詰まり処理）、緊急対応（修繕）は、発生時に個別に委託しています。貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
8	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込	改築に関する業務について、貴町の過去5年間の管路改築工事（管更生工φ250・φ200、開削工φ250・φ200、マンホール蓋改修工、取付管工）の受注業者、予定価格、受注金額、落札率、工事仕様書（工事内容等が分かるもの）、図面について開示をお願いします。	下水道課で実施した管路改築工事（更生、開削、取付管）はありません。3団地の工事について、貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
9	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込 （表1.3各業務の実施数量の見込）	①維持管理に関する業務に記載の「ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査」について実施見込み数量が別途となっていますが、備考記載の点検計画に記載している数量（10年間でHP管調査約12.8km、VU管点検約9.5km※圧送管除く）を本業務の実施数量と考えてよいのか。ご教示願います。	開示資料No.7「葉山町下水道事業アセットマネジメント計画改訂等業務」中間報告書におけるP.121の表5-27に記載のとおりです。腐食環境下と一般環境下の両方が含まれている点、ご留意ください。
10	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込 （表1.3各業務の実施数量の見込）	①計画維持管理の項目に記載の清掃・修繕にある清掃と、②住民対応業務の緊急対応（清掃等）の双方について、同じ清掃業務となりますが、作業内容が異なると想定されます。それぞれの作業内容および積算条件について、ご教示願います。	作業内容は要求水準書（案）のとおりです。積算基準は、競争性の観点から開示の予定はありません。
11	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込 （表1.3各業務の実施数量の見込）	①計画維持管理に記載の清掃・修繕に記載内容で「修繕は一定額計上」との記載がありますが、具体的な工事の内訳・数量について公表いただけませんか。公表することにより、民間事業者はより具体的なコスト削減提案等を検討することが可能となるほか、非公表となると、不確実性のリスクを軽減するため、リスクフィーを積み上げる傾向にあり、結果官民とも不利益となる可能性があります。	過去に計画的維持管理として修繕を実施したことはありません。今後の見込みとして一定額を見込んだものですが、費用として発生しないことも想定されます。
12	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込 （表1.3各業務の実施数量の見込）	改築業務に関する業務③工事-污水管渠約9kmの事業量について、工事対象箇所は過年度に実施した調査の結果で決定されたと考えますが、町における改築となった指標をご教示願います。例として緊急度Ⅰのみ、緊急度Ⅰ＋Ⅱのみなどが考えられます。	緊急度Ⅰ＋Ⅱを改築の対象と考えています。
13	4	第1	3	(6)			業務の実施数量見込 （表1.3各業務の実施数量の見込）	同じく、污水管渠改築約9kmの数量について、事業開始後の調査・点検の結果改築の対象外となった場合は、改築数量の変更は可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。
14	5	第1	4	(2)			用地条件	対象施設の所在地として『長柄、堀内、一色、下山口』とあるが、住民対応業務の範囲も上記地区に限定でしょうか。もしくは葉山町全域となるのでしょうか。	町全域を対象としています。管路布設は所在地のみのため現場は限定されます。
15	6	第2	1	(4)			事業計画に対する報告書に関する事項	月間業務報告書は、業務記録写真及び業務報告、計画と実績の差異を提出する認識で合っていますか。（課題や改善点、次期以降の見直しは年間事業報告書のみに記載する内容と認識しています）	月間事業報告は簡素にできるように想定していますが、課題や改善点の報告は、都度もしくは月間事業報告でも実施してください。
16	7	第2	2	(3)			情報公開	「事業者は、町民に対し、適時、適正な情報を公平かつ継続的に公開すること」とありますが、情報公開の手段については問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
17	7	第2	5	(1)	②		安全教育	「事業者は、業務に従事する者に対して、KY活動など、定期的に当該調査に関する安全教育を行い」とありますが、当該調査とは何を指していますでしょうか。	本事業の各業務について、当該業務に関する安全教育です。当該調査→当該業務に修正します。要求水準書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
18	7	第2	5	(1)	②		安全教育	「事業者は(中略)安全教育を行い」とありますが、事業者がSPGの場合であっても、工事受注した元請事業者(例えば地元企業)と同等の安全教育や安全管理体制が必要であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	7	第2	5	(1)	②		安全教育	「事業者は(中略)安全教育を行い」とありますが、事業者がSPGの場合、SPCから委託する各業者において安全衛生管理体制の確立、安全衛生管理者等の選任、委員会等の設置など必要な事項を実施すればよろしいとの理解でよろしいでしょうか。	委託する各業者が必要な体制を構築するのはもちろんのこと、SPC自体にも必要です。
20	8	第2	5	(1)	③		労働災害防止	酸素欠乏危険作業主任者 → 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	9	第2	5	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	町の業務継続計画(BCP)を公表頂けないでしょうか。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
22	9	第2	5	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	「地震発生時には、町の業務継続計画(BCP)を踏まえ」とありますが、町の業務継続計画(BCP)について開示をお願いします。	No.21の回答をご参照ください。
23	9	第2	5	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	「町の業務継続計画(BCP)」に関する記載がありますが、具体的な提案の検討を行うため、事前に公表いただけませんか。	No.21の回答をご参照ください。
24	9	第2	5	(2)	②		災害、事故等の緊急時の対応	事業者自らが予めBOPを作成するとありますが、どの程度のもを想定されているのか、また、いつまでに作成する必要がありますか。	ご提案によりますが、本業務開始時には策定して提出することを想定しています。
25	9	第2	5	(2)	④		想定外の危機事象への対応業務	町が対応を想定しない危機事象への対応について、どこまでの対応(初期対応まで等)を想定すればよろしいでしょうか。また、それにかかる費用負担の事業者割合はどの程度でしょうか。	他の危機事象と同様の対応、費用負担を想定しています。
26	10	第2	6				技術管理	「技術の向上と継承に向けて、町職員に対する研修にも配慮すること」とありますが、現在実施されている、町職員に対する研修についてご教示ください。	OJTのみで、特に実施している研修はありません。
27	10	第2	8	(1)			地域経済に関する事項	「地元企業の利活用目標を自らが定め」とありますが、定性的な目標とするか、定量的な目標とするかは、事業者の判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、可能な限り定量的な目標を期待します。
28	10	第2	8	(1)			地域貢献	地域貢献について、実施場所は葉山町内に限定しなくても良いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、葉山町内で実施されることを期待します。
29	10	第2	8	(1)			地域貢献、地元活用	地元企業の利活用目標を定めることについて、予算(官積算金額)の範囲内に収まらない場合、地元企業以外から業者選定する可能性があり、地元利活用目標が未達になる可能性があります。そのようなケースは認められるでしょうか。	認められます。
30	10	第2	8	(1)			地域貢献、地元活用	地元企業の利活用目標を定めることについて、昨今の建設コストの高騰や担い手不足等により、予算(官積算金額)の範囲内に収まらないことが考えられます。地元優先により予算超過の場合は、根拠資料等を提出すること等により、サービス対価変更協議の対象になると理解して宜しいでしょうか。	募集要項No.30の回答をご参照ください。
31	10	第2	8	(2)	①		地域住民等とのコミュニケーションに関する事項	地域住民等に対して説明等を行うこと。とは、住民PRビラにより工事内容を周知するという方法でも問題ないでしょうか。	広報活動の一つとしては問題ありません。
32	12	第3	1	(3)	②		住民対応等	樹における例として、『現地調査』→『詰り処理』→『モルタル等による緊急修繕』を実施した場合、計上は各項につき1件で計上とするか。	一連の対応で1件とします。
33	13	第3	4	(1)			ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査	町で策定した計画は、R8年度に見直すことは可能でしょうか。	可能です。
34	13	第3	4	(1)	②		調査業務の内容	予め当該調査箇所を「清掃」し、と記載がありますが、吸引作業を伴わない「洗浄」のことでしょうか。	洗浄の誤りです。要求水準書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
35	13	第3	4	(1)	②		ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査	「あらかじめ当該調査箇所を清掃し」とあるが、洗浄ではないか。	No.34の回答をご参照ください。
36	13	第3	4	(1)	②		ストックマネジメント点検・調査計画を踏まえた点検・調査	上流から下流に向けての調査が不可能な場合は、下流から上流に向けての調査でも可能か。	可能です。なお、調査報告書で確認できるようにしてください。
37	13	第3	4	(1)	①②		維持管理における点検・調査について	要求水準書に従って適正に点検・調査業務を実施した場合でも、全ての空洞等が見つけられず、令和7年1月28日の埼玉県八潮市の大規模道路陥没と同様の事故が発生する可能性は排除できません。この場合は要求水準未達であると見做されるのでしょうか。性能発注においても、全ての点検・調査技術等は万能でないため、ご配慮頂きたいと申料します。	視覚調査にて異常を見落とし、それが原因で陥没事故等が発生した場合は、要求水準未達と考えます。一方で、視覚調査にて異常が確認できないような事象が原因で陥没事故等が発生した場合は、事業者の責によるものではないと考えます。
38	13	第3	4	(1)	①		点検業務の内容	マンホール蓋・マンホールの点検箇所について、管渠調査を行った箇所の上下流のマンホール・マンホール蓋が調査対象箇所となるといった解釈でよいのか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
39								非公表希望	
40	14	第3	4	(2)			法定点検	「下水道事業計画に位置付けている、主要幹線の吐出し部分等の腐食のおそれの大きい下水道管路2箇所」について、具体的な位置等をご教示ください。	貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
41	14	第3	4	(2)			法定点検	「主要幹線の吐出し部分等の腐食のおそれの大きい下水道管路2箇所について」と記載がありますが、具体的な場所を教示頂きたい。	No.40の回答をご参照ください。
42	14	第3	4	(4)	①		清掃業務の内容	オリフィス（11箇所）の清掃に関する記載がありますが、実施の頻度に関しては事業者に委ねるという認識でよろしいでしょうか。また、過去の実施状況についてご教示ください。	前段、ご理解のとおりです。後段、月1回洗浄を実施しています。
43	14	第3	4	(4)	①		清掃業務の内容	デザインマンホール（1箇所）の点検清掃に関する記載がありますが、デザインマンホールの設置場所と仕様についてご教示ください。また、実施の頻度に関しては事業者に委ねるという認識でよろしいでしょうか。過去の実施状況についてご教示ください。	デザインマンホールは、月1回、マンホールポンプの点検と同時に実施していますが、本事業での清掃等の必要性がないため、要求水準書から削除します。要求水準書(案)(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
44	14	第3	4	(4)	②		修繕業務の内容	マンホール蓋は業者負担での手配でしょうか。また、交換した既存の蓋と蓋枠の処置対応は決まっていますでしょうか。	前段、ご理解のとおりです。なお、交換した既存の蓋と受枠は、浄化センターの指定の場所へ運搬してください。
45	14	第3	4	(4)	②		清掃・修繕	蓋交換時のカッターは、円形工法でなくても問題ないでしょうか。	問題ありません。
46	14	第3	4	(4)	②		清掃・修繕	新しい蓋を設置する際の葉山町型下水道用鑄鉄製マンホール蓋は事業者が購入することで合っているでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	14	第3	4	(4)	②		修繕業務の内容	緊急修繕業務の内容について、業務内容が蓋のみに関する記述となっています。緊急修繕業務に関しては蓋のみを対象としているのかご教示願います。	1つ目の・のとおり、マンホール蓋以外の施設も含まれます。
48	14	第3	5	(1)	①②		①電話等通報受付 ②現場対応	通報受付連絡と現場対応について、通報の内容が洗濯機や台所など、明らかに民地側が要因となる場合は現場対応の必要はないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	15	第3	5	(1)	①		電話等通報受付	「24時間365日の電話等の対応」とありますが、電話を全く使用せず、メール・チャット等の通信手段を採用することは可能でしょうか。	電話での対応もできるようにしてください。
50	15	第3	5	(1)	①		電話等通報受付	「町からの窓口・電話等への通報の受付連絡を受け、記録整理を行う」と記載がありますが、町の体制について、平時、夜間、休日とそれぞれご教示ください。	現在の町の対応は次のとおりです。 平時：8:30-17:15 職員が対応 夜間：17:15-8:30 警備室から職員に連絡 休日：警備室から職員に連絡
51	15	第3	5	(1)	①		電話等通報受付	「対応時間は、事業期間中、24時間365日の電話等の対応とする」と記載がありますが、過去の実施状況を平時、夜間、休日とそれぞれご教示ください。	No.50の回答をご参照ください。
52	15	第3	5	(1)	①		電話等通報受付	町と事業者との連携システムとあるが、Lineワークス等の想定でよいでしょうか。その場合、町担当者の使用するモバイルは市の物になるか、事業者からの提供となるのでしょうか。	ご提案に委ねます。
53	15	第3	5	(1)	②		現場対応	概ね1時間程度以内に現地確認とあるが、土日祝日（会社私設休日含む）はその限りではないという認識でよいでしょうか。夜間についても同様でよいでしょうか。	概ね1時間程度以内の現地確認は、土日祝日・夜間も含まれます。目標として、1時間程度以内が困難でも、できるだけ早期対応を期待します。
54	15	第3	5	(1)	②		現場対応	調査内容、対応方針について速やかに町へ報告するとあるが、深夜帯についても同様でしょうか。例として、現地確認後つまり除去が必要と判断した際、その旨を町担当者へ伝えてからの作業開始となるのでしょうか。不在時や連絡がつかない時などの対応をどのように想定しているかご教示願います。	前段、同様です。中段、ご理解のとおりです。後段、町から連絡しての対応なので、不在や連絡がつかない状況は想定していません。
55	15	第3	5	(1)			住民対応の内容	通報を受け現地調査を行った結果、誤報（民地でのトラブル、上水等）であった場合も『現地調査』として計上でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	15	第3	5	(1)			住民対応の内容	住民からの要請を主として見受けられるが、町（役場）発信の要望もあるのでしょうか。例）溢水対応、大雨警報待機、陥没における影響調査等。	本業務は、住民からの要請への対応です。町発信は含まれていません。
57	15	第3	5	(1)			住民対応（現地確認・調査）の内容	近年の実数をご教示ください。	開示資料No.9「維持管理情報（補修・清掃）」をご確認ください。
58	15	第3	5	(1)			住民対応（現地確認・調査）の内容	住民からの問い合わせの最初の窓口は葉山町が対応する理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	15	第3	5	(3)			緊急対応（修繕）の内容	どの程度の修繕を、大規模修繕との線引きとしてのご教示願います。	一般的な修繕対応に比べて、規模、時間、金額が大きくなるなど、事業者が判断した大規模修繕を想定しています。
60	16	第3	6	(1)			次期ストックマネジメント点検・調査計画策定支援	R13～22年度の点検・調査計画の作成を行うこととありますが、事業開始年度のR8～R12年度の5年間は町が策定した計画通りに点検・調査を実施する必要がありますでしょうか。	R8～R12年度の点検・調査計画は、ご提案により変更可能であり、町が策定した計画どおりに実施する必要はありません。
61	17	第4	1	(2)			改築実施体制 ※SPCかJVかの違い。	SPCを設立した場合において、SPCから改築工事の請負契約を地元企業又は応募企業以外の建設業者に発注することを想定しています。この場合に、町が改築工事を建設業者に発注するときと同様に、SPCは当該工事の発注者として監督員による工事監理を実施するものの、SPCは建設業許可を有していないため、当該工事を施工しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
62	17	第4	1	(2)			改築実施体制 ※SPCかJVかの違い。	JVを設立した場合において、JV又は応募企業から改築工事の請負契約を地元企業又は応募企業以外の建設業者に発注スキームを想定しています。 この場合において、JV又は応募企業は、発注者の監督員として工事監理を実施するもの、元請として直接施工に関与しませんが、当該スキームでの本事業の実施は可能でしょうか。 仮に、JV又は応募企業が当該工事の元請として直接施工に関与する必要がある場合には、建設業法第26条に従い、主任技術者等を配置する必要があるため、同時期に複数箇所で行う際には、複数の技術者を配置する必要があるときに、対応に苦慮する可能性があることから、質問させていただきました。	JVまたは応募企業が発注者として実施することは可能です。 JVまたは応募企業が自ら工事を実施する場合には、適切に建設業法に従う必要があります。
63	17	第4	1	(2)	①		改築体制の構築について	「工事の監督管理を行う監督員を配置」とありますが、監督員について、SPCから工事発注する場合はSPC職員が担当でき、JVから工事発注する場合もJV職員が担当できるという理解で宜しいでしょうか。JV構成企業あるいはSPC出向元会社が工事受託する場合は担当できないなど、制約条件等があればご教示ください	募集要項No. 2の回答をご参照ください。
64	17	第4	1	(2)	①		改築体制の構築について	「工事の監督管理を行う監督員を配置」とありますが、監督員について、SPCまたはJVから、出資企業や構成企業等に外注委託することは可能でしょうか。	募集要項No. 2の回答をご参照ください。
65	17	第4	1	(3)			業務内容について	改築業務について、他インフラ設備の移設工事が必要となった場合、他インフラ会社との移設工事に関する調整（移設依頼、補償協議、施工協議等）は本事業範囲に含まれますでしょうか。もし含まれている場合は、どの項目で費用計上しているかご教示ください。含まれていない場合は、実施することになった場合は設計変更対象であることを確認させて頂くとともに、他インフラ会社とのこれらの協議に関する業務をどのような方法で実施されることを想定しているかご教示ください。	前段、業務として含まれます。中段、設計の調査の段階で内容や金額は明らかになると認識しています。
66								非公表希望	
67	18	第4	3	(2)			事業化スケジュール提案	提案する修繕・改築の事業化スケジュールの対象期間は、令和8～17年度でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	18	第4	3	(3)			補助要望資料等作成	「支援内容」「必要となる資料の提供」について、想定している内容・資料をご教示いただけないでしょうか。	ストックマネジメント計画の内容を説明するための資料作成の支援、当該資料作成のために必要となる資料の提供を想定しています。
69	19	第4	3	(4)			その他必要な事項	「その他必要となる事項」について、想定している内容をご教示いただけないでしょうか。	対象施設の詳細な位置図や属性情報のリストなどを想定しています。
70	19	第4	4	(1)	③		現地作業	水量調査の実施の可否、測定期間、測定手法については、対象スパン状況を踏まえ、必要に応じて実施することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	19	第4	4	(3)	①		官積算（詳細設計積算）	工事ロッド（工事工区数）等は、事業者で任意に設定する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	19	第4	4	(3)	①		官積算（詳細設計積算）	工事の発注ロッド（工事工区数）は、事業者で任意に設定する認識でよろしいでしょうか。	No. 71の回答をご参照ください。
73	19	第4	4	(3)	①		官積算（詳細設計積算）	工事工区の数（工事ロッド）は、事業者の判断で設定する理解でよろしいでしょうか。	No. 71の回答をご参照ください。
74	19	第4	4	(3)	②		工事費内訳書	「数量又は単価が大きくなる場合は」と記載ありますが具体的にどの程度の数量、単価を想定しているか教示頂きたい。	官積算を超える場合です。
75	20	第4	5				工事に関する事項	改築工事の対象範囲について、土壌汚染はないと判断して宜しいでしょうか。また新たに土壌汚染が発見された場合は、設計変更対象と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	20	第4	5	(2)			マンホール及びマンホール蓋	マンホール鉄蓋は、葉山町デザイン鉄蓋を使用する認識でよろしいでしょうか。 その場合、蓋材の金額をご教示いただけないでしょうか。	前段、ご理解のとおりです。後段、蓋材の金額は次のとおりです。 葉山町型鑄鉄製マンホール蓋φ600（T-25）受枠含 118,000円 葉山町型鑄鉄製マンホール蓋φ600（T-14）受枠含 109,000円
77	20	第4	5	(3)			公共樹及び取付管	取付管の改築については、交付金の対象となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
78								非公表希望	
79	20	第4	6	(1)			工事監督、施工管理について	「事業者は・・・監理技術者又は主任技術者の責任において」とありますが、JVまたはSPCから監理技術者又は主任技術者を輩出する必要はありますか。監理技術者又は主任技術者を輩出するのは元請となる建設担当企業であり、JVが元請となる場合はJVを指しますが、JVまたはSPCから受注した企業が元請になる場合はその受注企業を指すという理解です。	前段、必要はありません。後段、ご理解のとおりです。
80	21	第4	6	(2)			工事監督、品質管理について	「監理技術者又は主任技術者の責任の下で」とありますが、JVまたはSPCから監理技術者又は主任技術者を輩出する必要はありますか。監理技術者又は主任技術者を輩出するのは元請となる建設担当企業であり、JVが元請となる場合はJVを指しますが、JVまたはSPCから受注した企業が元請になる場合はその受注企業を指すという理解です。	前段、必要はありません。後段、ご理解のとおりです。
81	21	第4	7	(3)			コリンズ登録について	SPCを設立した場合、SPC自体は工事を実施しないため、コリンズ登録は出来ないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業はPFI事業のため、申請によりPFI工事の請負契約ごとに登録は可能です。

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
82	21	第4	7	(3)			コリンズ登録について	SPCを設立した場合、SPCから工事受注する建設企業にとっての発注者は民間SPCになります。その場合も、町の確認等によりコリンズ登録ができるかと理解して宜しいでしょうか。	No.81の回答をご確認ください。
83								非公表希望	
84	23	第5	3				情報管理に関する事項	下水道台帳に登録させるデータの形式は想定されているのでしょうか。更新頻度について想定はあるのでしょうか。	下水道台帳への登録のデータ形式はShapeファイル、更新頻度は1年に1回を想定しています。
85	23	第5	3				情報管理に関する事項	町が所有する「下水道台帳システム」のシステム仕様、属性項目等について、情報を開示いただけないでしょうか。	今年度中のシステムの更新を予定しています。システム仕様等は、貸与資料を開示しますので、貸与申込の上ご確認ください。
86	23	第5	3				情報管理に関する事項	「町が所有する下水道台帳システム」に関する記載がありますが、メーカーや仕様等をお示しいただけないでしょうか。また、保有データをShapeファイルで提供いただくことは可能でしょうか。	今年度中のシステムの更新を予定しています。Shapeファイルは、開示資料No.7とともに開示しています。
87	24	第6					附帯提案事業について	「附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業」とありますが、附帯事業の収支は義務事業と分割して管理する必要がありますでしょうか。またその場合、投資回収効果（収入）を示す必要がありますでしょうか。	分割して管理する必要はありません。附帯事業の提案では示す必要があります。
88	24	第6					附帯提案事業について	「附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業」とありますが、収入がなくても環境負荷低減や費用縮減が認められる設備投資は、附帯事業として認められますでしょうか。	認められます。
89	24	第6					附帯提案事業について	「附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業」とありますが、資本的支出または収益的支出によらず、提案可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	24	第6					附帯提案事業について	附帯事業について、事業開始後も貴町との協議により実施可能と理解して宜しいでしょうか。また、定量的・定性的効果について提案時の計画と相違が生じた場合は、その継続要否を貴町と協議して決定できると理解して宜しいでしょうか。	前段、事業開始後も可能とします。要求水準書（案）及び募集要項（令和7年6月改訂版）をご確認ください。後段、ご理解のとおりです。
91	25	第7					任意事業について	「応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案できる」とあるため、提案した任意事業に履行義務は無いと理解して宜しいでしょうか。	履行義務はありません。
92	25	第7					任意事業について	任意事業に履行義務がある場合、著しい経済環境の変化等による事業性の悪化や、許認可等が得られない等の事情により途中で実施困難になった場合は、事業撤退有無等について貴町と協議可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	25	第7					任意事業について	「任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算事業又は受託事業」とありますが、SPC又はJV、出資者又は構成企業以外の企業と連携して行う事業は認められるでしょうか。	認められます。
94	25	第7					任意事業について	「任意事業とは（中略）事業者自らの負担で行う独立採算事業又は受託事業」とありますが、知的財産権や独自ノウハウ等を有する第三者と連携する場合は、費用負担やリスク等を第三者となる企業と分担することは妨げないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	25	第7					任意事業について	「任意事業とは、本事業又は町の用地及び施設において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算事業又は受託事業」とありますが、他の市町等の事業体から受託する事業は認められますでしょうか。すなわち「本事業又は町の用地及び施設において」は、「独立採算事業」と「受託事業」の両方にかかるでしょうか。	認められます。両方にかかります。
96	25	第7					任意事業について	「事業内容は提案によるが、本事業用地を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し」とありますが、土地や建物等を借りる場合の使用料等についてご教示ください。また建物等を借りる場合、当該土地使用料についても重複して負担することはないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項No.6の回答をご参照ください。
97	25	第7					任意事業について	「事業内容は提案によるが、本事業用地を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し」とありますが、全部又は一部の期間において減免措置等の協議は可能でしょうか。	募集要項No.6の回答をご参照ください。
98	25	第7					任意事業について	「事業内容は提案によるが、本事業用地を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し」とありますが、用途外使用等による補助金や交付金の返還義務等は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	活用しようとする用地により異なります。
99	26	第8	2				事業終了時の引継ぎについて	引継内容において、知的財産権を有する技術や、SPC株主又はJV構成企業の独自技術など、引継ぎが困難な内容が想定されます。このような場合は協議に応じて頂けると理解して宜しいでしょうか。特に知的財産については、無償・無期限での引継ぎは不可能と見做します。	町と事業者の協議で対応を図ります。

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

モニタリング基本計画書（案）

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	1	第1	3				モニタリングの体制	「モニタリングは、以下に示す「事業者によるセルフモニタリング」、「町によるモニタリング」で構成される。なお、事業期間中、第三者による事業評価を実施する。」とありますが、第三者による事業評価に係る費用は町負担と理解してよろしいでしょうか。	町負担を想定していますが、事業者が参加する際の人件費等、関係者各々に係る費用は各々で負担することを想定しています。
2	1	第1	3				モニタリングの体制	図1.1を拝見すると、第三者による事業評価は、事業者と町それぞれが平等に評価されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	1	第1	3				モニタリングの体制	PPP事業運営協議会は、事業者と町それぞれをモニタリングする役割があると解釈しますが、第三者においてもモニタリングできる仕組みとできないでしょうか。第三者は官民にとって中立的な役割とすることで、透明性の確保や事業の効率化に役立てると考えられます。先行事例においても第三者を活用している事例がありますが、官側に寄った片務的なモニタリングが多いほか、官の補足的なダブルチェックの役割が強く、結果として二度手間となり事業が非効率となっている事例が多数存在します。本案件は、国内初の全国事例となることから、ぜひ検討願います。	第三者による事業評価は中立的な役割と想定しています。No. 2の回答もご参照ください。
4	2	第1	3	(3)			第三者による事業評価	想定されている機関を開示いただけないでしょうか。	有識者や学識経験者などの委員から構成される機関など、中立的な評価ができる機関を想定しています。
5	2	第1	3	(4)	①		処理場等施設コンセッション事業との連携調整	「町、事業者又は運営権者の要請により、PPP事業運営協議会を開催し、連携事項や懸案事項などの調整を行う。」とありますが、町、事業者又は運営権者が要請しない場合は開催されないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	第1	3	(4)	②		PPP事業運営協議会	想定されている委員構成等を開示いただけないでしょうか。	当事者以外に、町がモニタリングを委託した場合の受託者、有識者や学識経験者などを含めることが想定されます。モニタリング実施計画書を規定する中で設定することを想定しています。
7	3	第1	5				モニタリングの費用負担	PPP事業運営協議会費用の想定額について、ご教示いただけないでしょうか。	参加する際の人件費等程度で、関係者各々に係る費用は各々で負担することを想定しています。
8	3	第1	5				モニタリングの費用負担	PPP事業運営協議会の費用負担額の想定額に関してご教示ください。	No. 7の回答をご確認ください。
9	9	第4	2	(1)			表4.1 事業終了時のモニタリングに係る書類	「その他町が必要とする書類等」とありますが、現時点で具体的にどのような資料を想定しているかご教示ください。	提出される施設機能確認報告書や引継書を確認して、詳細が必要と判断したデータや書類等を想定しています。

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

優先交渉権者選定基準

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	3	第2	2				競争的対話	競争的対話の内容は、公表されない理解でよろしいでしょうか。公表される場合は、開示・非開示を分けていただくよう希望します。	附帯事業や任意事業の個別具体的内容の公表は想定していません。対話の結果、募集要項等の変更が必要となった場合、変更内容は公表します。
2	5	第3	2				表4評価項目及び配点 実施体制、技術者配置計画	実施体制としてSPC・JV・単独による企業構成によって評価は変わらない認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	第3	2				表4評価項目及び配点 財務	収支計画・費用想定の妥当性とどのような内容を想定されているのでしょうか。	提案額について各内訳の算定根拠の妥当性などを想定しています
4	5	第3	2				表4評価項目及び配点 財務	コスト縮減・平準化とあるが、どのような内容を想定されているのでしょうか。（通年の事業費を民間側で繰り越し等できる想定なのか、更新計画策定時の平準化についてなのか）	事業期間中の計画として、コスト縮減や事業費の平準化の取組内容を想定しています。年度協定の繰越は可能です。
5	5	第3	2				表4評価項目及び配点 財務	資金計画や資金不足が見込まれる場合の対応の適切性とは、どのような内容を想定されているのでしょうか。	サービス対価の支払い方法に示した内容で収入があった場合に、資金不足が生じないような対応が取られているかなどを想定しています。
6	5	第3	2				表4評価項目及び配点 地域貢献	地元人材とは、葉山町に所在地を持つ市民のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	第3	2				評価項目及び配点 追加提案	附帯事業・任意事業の提案と追加提案で、7点の配点がされていますが、たとえば、「任意事業のみ」や「追加提案のみ」の提案でも、7点の得点が可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	第3	2				評価項目及び配点 追加提案	評価項目「附帯事業・任意事業の提案、追加提案」について、提案内容により、附帯事業になるか、任意事業になるかは、町が判断すると理解してよろしいでしょうか。	事業者の判断です。
9	7	第3	3	(1)			技術評価点の得点化方法	「技術評価点は、評価の視点ごとに表5のとおり5段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員がそれぞれ行う。応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数の平均とする。」とありますが、「評価の視点」に記載してある箇条書き項目の一つひとつにそれぞれA～Dの評価をして集計・算出するという理解で宜しいでしょうか。	評価項目単位でA-Dの評価をします。「評価の視点で」を「評価の項目で」に修正します。優先交渉権者選定基準(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
10	7	第3	3	(1)			技術評価点の得点化方法	「技術評価点は、評価の視点ごとに表5のとおり5段階の評価を行い、得点化する。」とありますが、表5はA～Dの4段階しかありません。4段階評価の誤りでしょうか。	4段階評価が正です。優先交渉権者選定基準(令和7年6月改訂版)をご確認ください。

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

提出書類の様式及び作成要領

No.	頁	章	節	項	目	細目	項目名	内容	回答
1	3	第1	4				参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時	様式4-4（参加資格確認申請書）の添付資料の中の「会社概要」は、会社のパンフレットでも良いでしょうか	会社のパンフレットでも構いません。
2	3	第1	4				参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時	様式4-4（参加資格確認申請書）の添付資料に「会社概要及び実績等」とありますが、建設企業における実績は管路の施工実績を証明する書類という認識でよろしいでしょうか。また実績はコリンズの添付という認識でよろしいでしょうか。	様式や記載事項を限定していませんので、ご認識の書類の添付でも構いません。
3	4	第1	6				提案書類の提出時	提案項目ごとに「A4×●枚以内にまとめること」との記述がありますが、「枚」は表裏両面印刷の場合2枚とカウントされるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	5	第2	4				書式等	文字の大きさ及び余白設定について指定がありますが、それ以外の書式は自由との理解でよろしいでしょうか（例；文字数、フォントの種類、行間距離など）。	ご理解のとおりです。

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業 募集要項等に対する質問及び回答

その他（開示資料等）

No.	資料No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
1	1	実施方針	24	業務遂行の中断・不能	道路管理者等の事情により事業遅延が発生した場合のリスクについて、業務遂行の中断リスクに該当するでしょうか。またその場合の費用負担方法についてご教示ください	前段については、該当すると想定します。後段については、事業契約書(案)第34条の記載のとおりです。
2	1	実施方針	25	リスク分担表 23道路陥没（管路起因）	道路陥没に係るリスク分担において「必要な修繕の放置、改築や修繕の施工が契約内容に適合しないなど、事業者による事由が認められる場合」は事業者負担になっていますが、令和7年1月28日に発生した埼玉県八潮市の大規模道路陥没事故と同様の事象が発生した場合、点検調査を適正に実施しているにもかかわらず、管路起因の道路陥没が発生する可能性があります。八潮市の事例における応急復旧、人命救助、住民対応、本格復旧など全てのコストやリスクを民間事業者が負担するのは大きすぎるため、リスク分担のあり方については協議可能な連携として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)No. 46の回答をご参照ください。
3	1	実施方針	25	リスク分担表 23道路陥没（管路起因）	道路陥没に係るリスク分担において「必要な修繕の放置、改築や修繕の施工が契約内容に適合しないなど、事業者による事由が認められる場合」は事業者負担になっていますが、令和7年1月28日の埼玉県八潮市の大規模道路陥没事故と同様の事象など、点検調査を適正に実施しているにもかかわらず空洞が見つけれない等の可能性があります。適正に点検調査等を実施すれば民間事業者のリスク負担にはならないと理解して宜しいでしょうか	事業契約書(案)No. 46の回答をご参照ください。
4	2	特定事業の選定	4	2 定量的な評価	表2.11に「町が従来と同様の方式で実施する場合」と「管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合」の比較について記載がありますが、それぞれの場合の「維持管理に関する業務の費用」「改築に関する業務の費用」「統括管理に関する業務の費用」の構成割合についてご教示ください。	競争性の観点から開示の予定はありません。
5	2	特定事業の選定	5	PCS算定にあたっての前提条件	「改築に関する業務の費用」について、管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合に、事業者の工夫による一定割合の費用縮減効果を反映していますが、この「一定割合」についてご教示ください。	競争性の観点から開示の予定はありません。
6	2	特定事業の選定	5	PCS算定にあたっての前提条件	「統括管理に関する業務の費用」について、町が従来と同様の方式で実施する場合に、町職員の人件費単価を乗じることで算定していますが、算定に使用した町職員の人件費単価についてご教示ください。	競争性の観点から開示の予定はありません。
7	2	特定事業の選定	5	PCS算定にあたっての前提条件	「統括管理に関する業務の費用」について、町が従来と同様の方式で実施する場合に想定した町職員の必要人数についてご教示ください。また、現在の貴町において、下水道事業にかかる組織体制（人員数）および本事業の対象施設に係る部分の組織体制（人員数）についてご教示ください。	競争性の観点から開示の予定はありません。
8	2	特定事業の選定	5	PCS算定にあたっての前提条件	「統括管理に関する業務の費用」またはその他の区分において、管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合の、SPCあるいはJVの設立等に伴う費用や、事業拠点となる土地建物の賃借料等は含まれていますでしょうか。	競争性の観点から開示の予定はありません。
9	2	特定事業の選定	5	現在価値に換算	「上記の前提条件に基づき、町が従来と同様の方式で実施する場合と、管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合の事業期間中の財政負担額を現在価値に換算したものとを比較した結果、約1.7%の縮減が期待できることが確認された。」とありますが、管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合の事業期間中の財政負担額を現在価値に換算した情報を開示していただけるでしょうか。	競争性の観点から開示の予定はありません。
10	2	特定事業の選定	5	PCS算定にあたっての前提条件	「管理・更新一体マネジメント方式で実施する場合」、民間事業者が実施することにより追加となる特有の費用（SPCまたはJV運営経費、資金調達コスト、法人税等）が発生しますが、これらはどの「区分」に含まれているでしょうか。	競争性の観点から開示の予定はありません。
11	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書 α		参考見積 シート	脚注※8「各項目について、積算の根拠を別途提出して下さい」とありますが、統括管理業務の一部においてSPC出資企業やJV構成企業のシステム等を使用するなど、見積書等の根拠資料の作成が困難なケースがあります。この場合はその旨を注記すること等により積算根拠と見做して頂けますでしょうか。	積算根拠の様式や内容は応募者の任意になります。優先交渉権選定基準における「財務に関する事項」において、費用想定等の妥当性を評価することから、応募者が適切と考える積算根拠を提出してください。
12	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書 α		参考見積 シート	脚注※9「工事については、金抜きの設計書に記載の項目について、細別レベルまでの単価と金額をご記載ください」とありますが、細別レベルとは、例えば管更生工事 ϕ 200の場合は、エクセル「様式6-3_01_管更生工事 ϕ 200内訳書（事業者金額記入用）」におけるシート「管きょ更生工事 ϕ 200_内訳書」を指すという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
13	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		参考見積 シート	脚注※9「工事については、金抜きの設計書に記載の項目について、細別レベルまでの単価と金額をご記載ください」とありますが、細別レベルとして、「様式6-3_01_管更生工事φ200内訳書(事業者金額記入用)」のシート「管きよ更生工φ200_内訳書」では数量が全て1式計上であり、資料13「【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)」p5の図では具体数量になっています。記入して提出するのは、あくまで1式計上である様式6-3のエクセルで宜しいでしょうか。もし具体数量を記入する必要がある場合は、全ての工事費内訳書(管きよ更生工(φ200、φ250)、本管開削工事(φ200、φ250)、マンホール蓋改修工事、汚水樹取付管工事)について、具体数量の開示をお願いします。	ご理解のとおりですので、様式6-3のエクセルに単価と金額をご記載ください。資料13「【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)」p5の図は契約後、詳細設計後に事業者が提出する工事費内訳書(工事費内訳書β)になります。
14	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		参考見積 シート	SPCやJVの事業所にかかる経費や、維持管理や改築に区分できない共通的な経費については「統括管理等に関する費用」に分類される認識です。これらの経費について「統括管理等に関する業務」のうち、「統括管理(資本的支出)」で計上すべきか、「その他関連業務(収益的支出)」で計上すべきかご教示ください。	「統括管理等に関する業務」のうち、「その他関連業務(収益的支出)」で計上ください。
15	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		参考見積 シート	管理・更新一体マネジメント方式で民間事業者が実施することにより追加となる特有の費用(SPCまたはJV運営経費、資金調達コスト、法人税等)について、どの業務に計上すれば宜しいでしょうか	「統括管理等に関する業務」のうち、「その他関連業務(収益的支出)」で計上ください。
16	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		工事費内訳書α シート	工事費内訳書αにおける共通仮設費(率分)など、工事規模等により算出式が変わる項目がありますが、工事発注ロットが応募者の提案による場合は積算条件が揃わないため、同条件での価格提案競争にならない可能性があります。ここでは工事費内訳書αに記載の想定数量(管きよ更生工7.2km、管渠工1.8kmなど)を一括で施工する仮定での見積を作成すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘の通り、施工条件(参考図、仕様書(提案見積用)、金抜き設計書)を提示した目的は応募者間の積算条件の統一が目的ですので、提示された施工条件に従って見積を作成してください。
17	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		工事費内訳書α シート	工事費内訳書αにおける共通仮設費(率分)など、工事規模等により算出式が変わる項目があります。管理・更新一体マネジメント方式では、事業開始後の調査設計等により工事数量や仕様等が決まるため、公募段階においては、工事規模の考え方や積算項目・積算数量について、予定価格算出時の考え方と揃え、かつ応募者間で同条件で積算しなければ公正な競争と言えないため、予定価格算出時の工事規模の考え方(発注ロット数、工区設定方法、年間工事数量等)についてご教示下さい。	提示した施工条件が全てであり、これ以上提示できるものはありません。
18	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		工事費内訳書α シート	工事費内訳書αにおける共通仮設費(率分)など、工事規模等により算出式が変わる項目があります。事業開始後の調査・設計等により工事発注ロットが応募時の想定と変わった場合は、設計変更対象として認められるでしょうか。	ご理解の通りです。併せて、事業契約書(案)別紙5の記載をご参照ください。詳細設計後は、現場条件に合わせて官積算を実施し、合意比率を乗じてサービス対価を算出します。
19	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		工事費内訳書α シート	工事費内訳書αに「管更生工事」「本管開削工事」がありますが、管径φ200とφ250の区分がありません。よって、例えば管更生工事の欄は、様式6-3_01(φ200内訳書)と様式6-3_02(φ250内訳書)の両方の「本工事費内訳書」のそれぞれの工種項目(直接工事費、仮設工、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)を合算して記入し、本管開削工事の欄は、様式6-3_03(φ200内訳書)と様式6-3_04(φ250内訳書)の両方の「本工事費内訳書」のそれぞれの工種項目を合算して記入するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	11様式6-3	00_参考見積各年度表、工事費内訳書α		工事費内訳書α シート	工事費内訳書αに「管更生工事」「本管開削工事」がありますが、管径φ200とφ250の区分がないため、異なる管径の各項目の金額をそれぞれ項目ごとに合算して記入する場合は、工事規模(発注ロット)等の設定条件により異なる経費率の項目(共通仮設費(率分)、現場管理費など)を単純合算することになります。事業開始後の改築設計等の結果、発注ロットの変更や、工法変更・数量変更等が生じた場合でも、応募者が提案時に想定した見積条件から算出した「合意比率」が最後まで適用されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	11様式6-3	01_管更生工事φ200内訳書(事業者金額記入用) 02_管更生工事φ250内訳書(事業者金額記入用)		・管きよ更生工φ200_内訳書 シート ・管きよ更生工φ250_内訳書 シート	第0001号内訳書～第0003号内訳書、第0915号内訳書において、数量が全て「1式」になっていますが、それぞれ具体的な数量内訳が分かる、金抜きの設計書を開示して下さい。 特に管理・更新一体マネジメント方式の場合、事業開始後の調査設計等により工事数量や仕様等が決まるため、公募段階においては、応募者が提案効果を示すための基準となる数量や金額が必要であり、また前提となる見積条件等を揃えた公平・公正な競争環境が必要と見做します。	数量内訳が確認できる「下位内訳書」を含めた金抜きの設計書を開示します。別添資料「管更生工事φ200内訳書(公表用)」及び「管更生工事φ250内訳書(公表用)」をご確認ください。なお、数量が空欄の項目については仕様書等を踏まえてご設定ください。

No.	資料No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
22	11様式6-3	03_本管開削工事φ200内訳書(事業者金額記入用) 04_本管開削工事φ250内訳書(事業者金額記入用)		・本管開削工事φ200_内訳書 シート ・本管開削工事φ250_内訳書 シート	第0001号内訳書～第0019号内訳書、第0910号内訳書、第0940号内訳書において、数量が全て「1式」になっていますが、それぞれ具体的な数量内訳が分かる、金抜きの設計書を開示して下さい。 特に管理・更新一体マネジメント方式の場合、事業開始後の調査設計等により工事数量や仕様等が決まるため、公募段階においては、応募者が提案効果を示すための基準となる数量や金額が必要であり、また前提となる見積条件等を揃えた公平・公正な競争環境が必要と見料します。	数量内訳が確認できる「下位内訳書」を含めた金抜きの設計書を開示します。別添資料「本管開削工事φ200内訳書(公表用)」及び「本管開削工事φ250内訳書(公表用)」をご確認ください。なお、数量が空欄の項目については仕様書等を踏まえてご設定ください。
23	11様式6-3	03_本管開削工事φ200内訳書(事業者金額記入用) 04_本管開削工事φ250内訳書(事業者金額記入用)		・本管開削工事φ200_内訳書 シート ・本管開削工事φ250_内訳書 シート	開削工事について、PSC算定時に地中埋設物や支障物の移設等の費用は含まれていないでしょうか。含まれている場合は仕様や数量等をお示しください。	地中埋設物や支障物の移設等の費用は含まれていないので、当該費用を見込む必要はありません。
24	11様式6-3	05_マンホール蓋改修工事内訳書(事業者金額記入用)		マンホール蓋改修工事_内訳書 シート	第0001号内訳書～第0002号内訳書において、数量が全て「1式」になっていますが、それぞれ具体的な数量内訳が分かる、金抜きの設計書を開示して下さい。 特に管理・更新一体マネジメント方式の場合、事業開始後の調査設計等により工事数量や仕様等が決まるため、公募段階においては、応募者が提案効果を示すための基準となる数量や金額が必要であり、また前提となる見積条件等を揃えた公平・公正な競争環境が必要と見料します。	数量内訳が確認できる「下位内訳書」を含めた金抜きの設計書を開示します。別添資料「マンホール蓋改修工事内訳書(公表用)」をご確認ください。なお、数量が空欄の項目については仕様書等を踏まえてご設定ください。
25	11様式6-3	06_汚水樹取付管工事内訳書(事業者金額記入用)		汚水樹取付管工事_内訳書 シート	取付管工事について、仕様書には昼間施工、夜間施工の条件がありますが、内訳書には夜間施工がありません。どちらが正しいでしょうか。夜間施工がある場合は、内訳書の追加提示をお願いします。	仕様書が正です。内訳書には昼間施工と夜間施工の金額を合算してご記載ください。
26	11様式6-3	06_汚水樹取付管工事内訳書(事業者金額記入用)		汚水樹取付管工事_内訳書 シート	第0001号内訳書～第0007号内訳書、第0935号内訳書において、数量が全て「1式」になっていますが、それぞれ具体的な数量内訳が分かる、金抜きの設計書を開示して下さい。 特に管理・更新一体マネジメント方式の場合、事業開始後の点検、調査、設計等により工事数量や仕様等が決まるため、公募段階においては、応募者が提案効果を示すための基準となる数量や金額が必要であり、また前提となる見積条件等を揃えた公平・公正な競争環境が必要と見料します。	数量内訳が確認できる「下位内訳書」を含めた金抜きの設計書を開示します。別添資料「汚水樹取付管工事内訳書(公表用)」をご確認ください。なお、数量が空欄の項目については仕様書等を踏まえてご設定ください。
27	11様式6-3	・01_管更生工事φ200内訳書(事業者金額記入用) ・02_管更生工事φ250内訳書(事業者金額記入用) ・03_本管開削工事φ200内訳書(事業者金額記入用) ・04_本管開削工事φ250内訳書(事業者金額記入用) ・05_マンホール蓋改修工事内訳書(事業者金額記入用) ・06_汚水樹取付管工事内訳書(事業者金額記入用)		・管きょ更生工事φ200_内訳書 シート ・管きょ更生工事φ250_内訳書 シート ・本管開削工事φ200_内訳書 シート ・本管開削工事φ250_内訳書 シート ・マンホール蓋改修工事_内訳書 シート ・汚水樹取付管工事_内訳書 シート	管理・更新一体マネジメント方式では、事業開始後の調査設計等により、各工事の数量や具体的工法、仮設工の仕様等が決定するため、応募段階においては、あくまで様式6-3(各工事費内訳書)や資料12(各工事仕様書)に沿った金額を提案することで、同条件での競争環境が担保されているものと理解します。 応募時の積算条件や見積条件を貴町及び応募者間で統一して公正な競争とするため、様式6-3(各工事費内訳書)や資料12(各工事仕様書)に謳われていない項目、及び読み取れない条件等については、全て設計変更対象であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)P3の下部に記載のとおり、町の提示した施工条件は契約金額の確定、合意比率の決定に使用するものです。契約後は詳細設計後に実際の現場条件に即して官積算を行い、合意比率を乗じて変更金額を算出する想定です。
28	11様式6-4	要求水準チェックリスト	1	第1 3事業概要 (1)事業の名称	左記項目に代表される「主要事項」欄に対し、「事業者確認欄」「提案書記載頁」「町確認欄」はどのような場合に何を記入すれば宜しいでしょうか。	様式6-4 Wordファイルをご確認ください。 ※事業者確認欄には、確認した事項に○を記入すること。 ※提案書記載頁には、提案書に記載がある場合、提案書該当頁番号を記入すること。 と記載しています。町確認欄は町が使用する欄です。
29	11様式6-4	要求水準チェックリスト	1	第1 3事業概要 (3)事業方式	例えば左記項目の「主要事項」欄の記載内容など、事業者や町が確認するために、提案書に記載する必要がありますでしょうか。全体的に要求水準チェックリストの「主要事項」欄を拝見すると、必ずしも提案書に再掲する必要がない内容が散見されるため質問した次第です。	主要事項の欄の内容を提案書に記載する必要はありません。事業者が要求事項を確認した上で提案書を作成しているか、提案書に記載した提案内容が、どの要求事項に関係しているかをチェックするためのものです。
30	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	1	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	開削工事の仕様について、掘削深1.5mとなっていますが、現地調査により土被り等が変わった場合は設計変更対象として認められるでしょうか。	仕様書等の提示した施工条件は提案見積用のものです。現場の条件に基づき詳細設計・官積算を行い、合意比率を乗じて変更金額を算出します。
31	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	1	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	仮設工は軽量鋼矢板(Ⅱ型)となっていますが、現地調査による工法変更等は問題ないと考えて宜しいでしょうか。	No. 30の回答をご参照ください。
32	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	1	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	管理・更新一体マネジメント方式では、事業開始後の点検・調査・設計等により、各工事の具体的工法や仮設工の仕様等が決定するため、提案段階においては、あくまで「仕様書(概算見積用)」や各「工事費内訳書」等の内容に沿った金額を提案すればよいという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料No.	資料名	頁	項目名	内容	回答
33	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	1	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	各工事の具体的工法や仮設の仕様等は、事業開始後の調査設計等により決まるため、ある一定の条件下(例えば、仕様書(概算見積用)の内容)で見積もりをすることが公正な競争であると思料します。一方で、工法変更や仕様変更等について応募段階で提案する場合は、どのように工事費内訳書に記載すれば宜しいでしょうか。	町の提示した施工条件(参考図、仕様書(提案見積用)、金抜き設計書)に基づき工事費内訳書を作成願います。工法等の提案については、提案書の改築に関する業務の項目にご記載ください。
34	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	2	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	開削工事について、事前の点検・調査等により地中埋設物や支障物等を発見した場合は、設計変更対象として認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	2	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	開削工事について、工事着手後に初めて、事前調査等で判明しなかった地中埋設物や支障物等を発見して施工条件等が変わった場合は、設計変更対象として認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	2	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	住民との調整により昼間工事が夜間工事になるなど施工条件が変わった場合は、設計変更対象として認められるでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	12別添資料	02_開削工事仕様書(概算見積用)	4	開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書	仕様書では舗装の本復旧工が含まれておりませんが、「様式6-3_03_本管開削工事の200内訳書(事業者金額記入用)」および「様式6-3_04_本管開削工事の250内訳書(事業者金額記入用)」には含まれています。どちらが正しいでしょうか。	内訳書が正です。仕様書の記載を修正します。開削工事・マンホール蓋改修工事 仕様書(令和7年6月改訂版)をご確認ください。
38	13	【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)	1	総価契約単価合意方式(葉山方式)の「最新版の単価」について	「年度協定締結時に最新版の単価を反映」について、昨今の建設コストの高騰局面においては、実勢価格が先行してその最新単価を上回っている状況です。年度協定以降の物価上昇にかかるサービス対価の変更が可能である点は理解していますが、最新単価と実勢価格のタイムラグによる影響額についても、貴町と協議させて頂けますでしょうか。	改築に関する業務のうち工事における最新単価と実勢価格のタイムラグによる影響額については、事業契約書(案)別紙4の記載に従い変更を請求することが可能です。
39	13	【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)	1	合意比率について	p4の表において、工事費内訳書αからの合意比率の算出方法について解説がありますが、応募者における仮設工事の考え方、あるいは応募者における提案時点の各工事の発注ロットの考え方等により率計算項目の算式が変わるなど、官積算金額(予定価格)の算出条件とは異なる可能性が考えられます。そうした場合、理論上は「合意比率」が100%を超える項目が部分的に発生することも考えられますが、工事費の総合計額が、募集要項に記載の「提案参考額」における工事費上限額を超過しなければ特段問題ないと理解して宜しいでしょうか。	前段について、【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)p3に記載のとおり、町から提示した条件に基づき工事費内訳書を作成願います。後段について、ご理解のとおりです。
40	13	【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山町方式)	2	合意比率	図中「レベル2の比率を合意(合意比率の決定)」とありますが、ここで合意で決定した合意比率は、事業期間10年間には変えることができないという理解でしょうか。例えば工事ロットの大小や、施工条件の変更による工法変更等により、共通仮設費(積み上げ分)の内容が大きく変わり、当初の合意比率とは合致しなくなる(当初の合意比率の数字のみ独り歩きする)ケースを懸念します。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、施工条件等の変更により共通仮設費(積上げ分)の内容が大きく変わり、細別(レベル4)が新規に追加された項目の共通仮設費(積上げ分)については、事業契約書(案)別紙5に記載のとおり、官積算の単価にて積算します。
41	13	【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山方式)	4	工事内訳書αによる合意比率の算定	合意比率は「工事費内訳書α」に基づき定められるため、「工事費内訳書α」に記載の項目以外は、合意比率の算出は無いという理解で宜しいでしょうか。例えばエクセル「様式6-3_00_参考見積各年度表、工事費内訳書α」の「参考見積」シートにおいて、工事以外の項目(「維持管理に関する業務」の全て、「改築に関する業務」の工事以外の全て、「統括管理等に関する業務」の全て)は、合意比率を設定しないということに宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	13	【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山町方式)	4	合意比率	「町が作成した単価合意書に基づき、直接工事費のレベル2の工種、経費(共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費)の各々について、官積算の金額に対する工事内訳書の金額の比率(合意比率)を合意」とありますが、工種別・経費別に合意比率が違うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	13	【概要説明資料】総価契約単価合意方式(葉山町方式)	6	年度協定に反映・契約変更	「イ年度協定締結の日以降、賃金水準または物価水準が著しく変動した場合は、スライド条項の適用が可能」とありますが、スライド条項とは何を指すかお示しく下さい	事業契約書(案)の質問No.62及びNo.63の回答をご参照ください。